

大船渡市立第一中学校

いじめ防止基本方針

－ ＜自他を大切にする生徒＞の育成を目指して －

令和6年3月改訂

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

p8～12

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止に対する基本理念
- 3 学校における取り組み(「未然防止」と「早期発見」)

第2章 いじめ防止に対する学校としての取り組み

p12～17

- 1 学校の組織体制(「学校教育支援委員会」)
- 2 学校としての取り組みの具体(年間指導計画、「早期対応」等)
- 3 早期発見のためのチェックリスト

* 本基本方針は、＜いじめ防止対策推進法(H25.7)＞の制定の意義や基本理念に則り、策定したものである。

校訓「仲良く 強く 美しく」の精神のもと、「自他を大切にする生徒の育成」を目指した学校づくりを推進していくことで、いじめに向かわない態度・能力を育み、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現していくための方針である。

令和5年度 生徒会スローガン



第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係にある他の生徒から、心理的・物理的な攻撃を受けた行為によって、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

【「いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）」より】

2 いじめ防止に対する基本理念

全ての生徒はかけがえのない存在であり、社会の宝である。また全ての生徒が健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、来るべき明るい社会・郷土の実現に向けて、最も大切なことである。

「いじめ」は、その生徒の内面を将来にわたって、深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に大きな影響を及ぼす人権にかかわる深刻な問題である。全教職員が、「いじめ」はもちろんのこと、「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為を絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって、相談に応ずることが大切である。

そのためには、学校の全ての教育活動において、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人の多様な個性を認め、かけがえのない存在として尊重し、生徒の健やかな成長を支援するという生徒観・指導観をもつことが重要である。

「いじめ」にはさまざまな特質があるが、防止するための基本となる考え方は、以下のとおりである。

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないという認識をもつこと。
- (2) 「いじめ」問題はどの集団、どの学校、どの生徒にも起こり得る可能性がある最も身近で深刻な人権を侵害する行為であるという意識を強くもつこと。
- (3) 「いじめ」問題を防止するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であることを、三者で理解し合う。
- (4) 「いじめ」問題は、教職員の生徒観・指導観の在り方が、大きく問われることを常に意識し、あらゆる教育活動を通じて、安心・安全な学校づくりを目指す。
- (5) 特に、インターネット上の「いじめ」は重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組みを行う。

3 学校における取り組み

(1) 未然防止、早期発見のために

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のため、いじめの未然防止の観点と早期発見のための体制づくりが重要になる。

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

① 生命や人権を尊重する豊かな心の育成

いじめに対する正しい認識についての共通理解

「いじめ」の行為は他人の人権を踏みにじる行為であることを理解させ、生徒たちが他人の＜痛み＞を共感できるよう、生命尊重の精神と人権尊重の精神を高めるための取り組みを教育課程全般を通して計画していく。

道徳教育の充実

道徳的な心情・判断力などを育成するためには、道徳の時間を中心とした心を揺さぶる資料を活用した対話が必要である。時間の確保と話し合いの場づくりを教育活動の基本に据えていく。



いじめは許さないという毅然とした態度

日頃からいじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わることを取り上げ、いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

② 個々の生徒理解、学級、学年(集団)の状態、状況を把握

実態の把握

個々の状況・状態を把握するためには、生徒たちの悩みやストレスに対する調査、学級における人間関係をとらえる調査、生徒及び保護者へのいじめに対する意識調査等を計画的、定期的に行う。



教職員の気づき

「師弟同行」を基本とし、生徒たちと活動を共有することが必要である。生徒の些細な言動から、生徒たちが発する SOS を察知し、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るような感性を磨いていく。

③ いじめが起こらない、いじめに強い集団づくり

生徒指導の三機能を展開

あらゆる教育活動(授業・学級活動・生徒活動など)の中で生徒指導の3機能(自己決定・自己存在感・共感的理解)を作用させ、生徒一人ひとり、学級、学年、学校を成長させていく。

教職員による協働体制の構築

学級経営や教科経営、生徒指導について、日常的に情報交換が行われ、複数の目による組織的な見守り、指導によって生徒に接していく。



生徒、保護者から信頼される教職員

生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。生徒一人一人が自己存在感を感じられるような安心できる関係を築き、生徒にとって心の居場所となっていく。

④ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめに対する問題意識の啓発、情報の共有

生徒を日常的に支える家庭、地域にも、いじめに対する問題意識を啓発し、協力体制を築いていく。学級活動や道徳の時間を公開することや、いじめに関する学校の取り組みを通信等で発信することで情報を共有していく。

いじめに対する組織的対応

家庭訪問、電話連絡など、保護者との日常的なコミュニケーションを基盤とした信頼関係を築いていく。必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築いていく。



生徒、保護者から信頼される教職員

開かれた学校経営に努め、問題を抱え込むことなく、協力を求める勇気と責任をもつ。いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、多くの関わりの中で最善の手立てを模索していく。

第2章 いじめ防止に対する学校としての取り組み

1 学校の組織体制(校内教育支援委員会、いじめ対策委員会の設置)

本校では、「いじめ」も含めた生徒にかかわる問題に対し、組織的な取り組みを推進するため「校内教育支援委員会」を設置する。この組織を中心に、日常的に共通理解を図りながら、学校全体で生徒の支援、指導を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の実態に応じた取り組みを推進していく。

①「校内教育支援委員会」日常的な共通理解の進め方、話し合いを受けての対応

校内教育支援委員会の目的

- 1) 不登校・不登校の兆候の見られる生徒に対し、早期に、適切に、組織的に、対応を進めるために校内教育支援委員会を設置する。
- 2) 本委員会を中心に、学級、学年、部活動などが有機的に連携し、学校全体で総合的な「不登校」対策を行うものとする。
- 3) 個別の不登校対策が適切に進められているか定期的に評価し、支援・指導の方針の検討を行うものとする。

担任・学年主任

- ① 校内教育支援委員会で検討する必要がある生徒のリストアップ
- ② 該当生徒の状況を把握するための情報収集・シートへの入力
- ③ 支援・指導の経緯のまとめの入力

対象生徒

- ・欠席が続いている生徒
- ・人間関係でのトラブルが続いている
- ・家庭内での悩みを訴えている…

毎週火曜日
(2 道徳)
開催
毎月最終週拡大委員会

校内教育支援委員会

各学年からの情報の共有

支援についての意見交換

支援・指導方針の決定

校長・副校長への報告

関係教職員への伝達

当該生徒への支援・支援

構成メンバー

- ・校長 ・副校長 ・主幹教諭
- ・生徒指導主事 ・教務主任
- ・特別支援 Co ・各学年主任
- ・教育相談担当 ・養護教諭
- ・SC ・SSW ・心の教室相談員

※下線のメンバーは拡大会議の際に参加するメンバー

校内教育支援委員会 定例開催 次 第

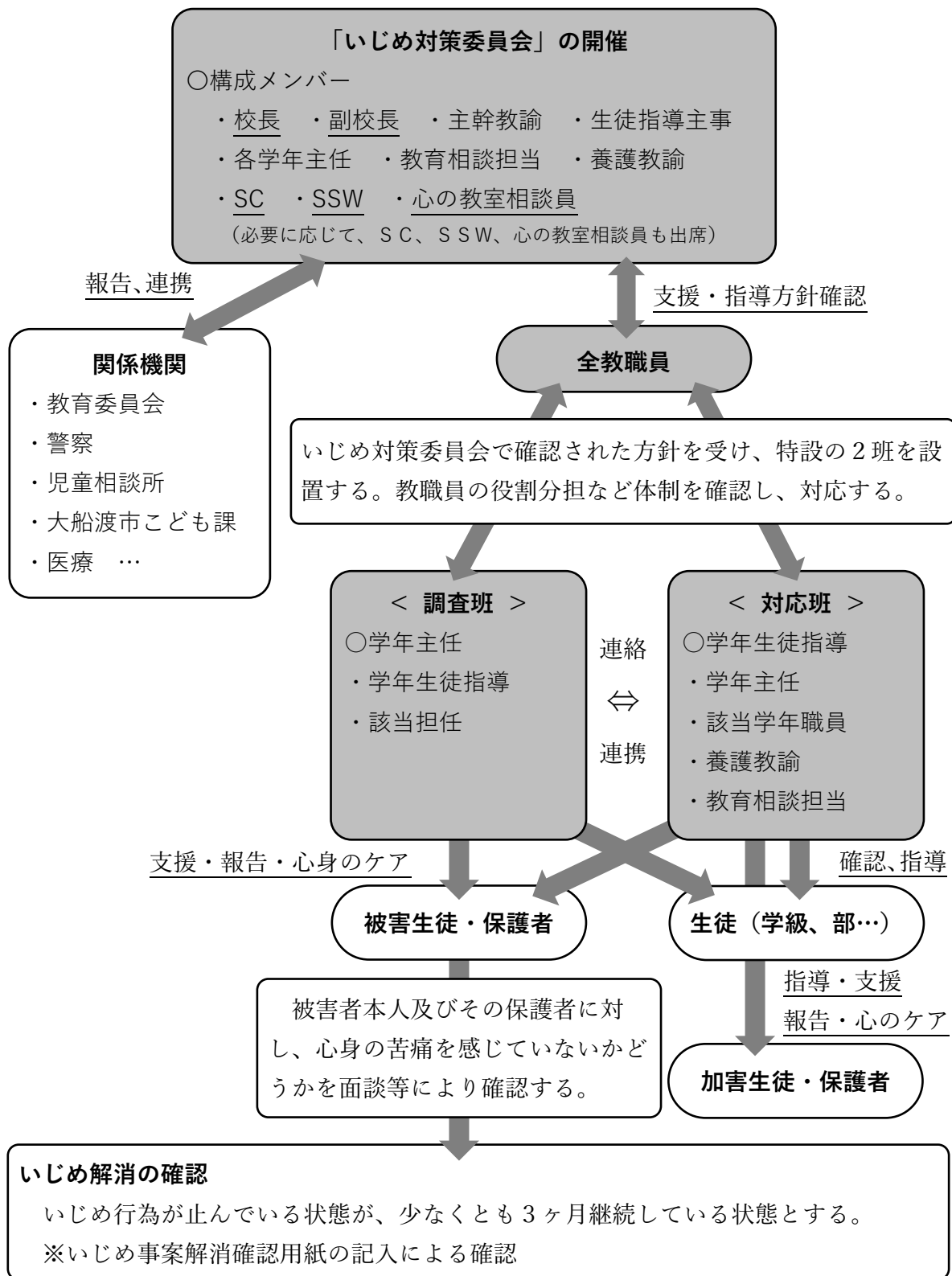
- 1) 各学年より
- 2) 意見交換
- 3) 支援方針確認
- 4) いじめを起因とする不登校生徒の確認

…以降、校長・副校長参加…

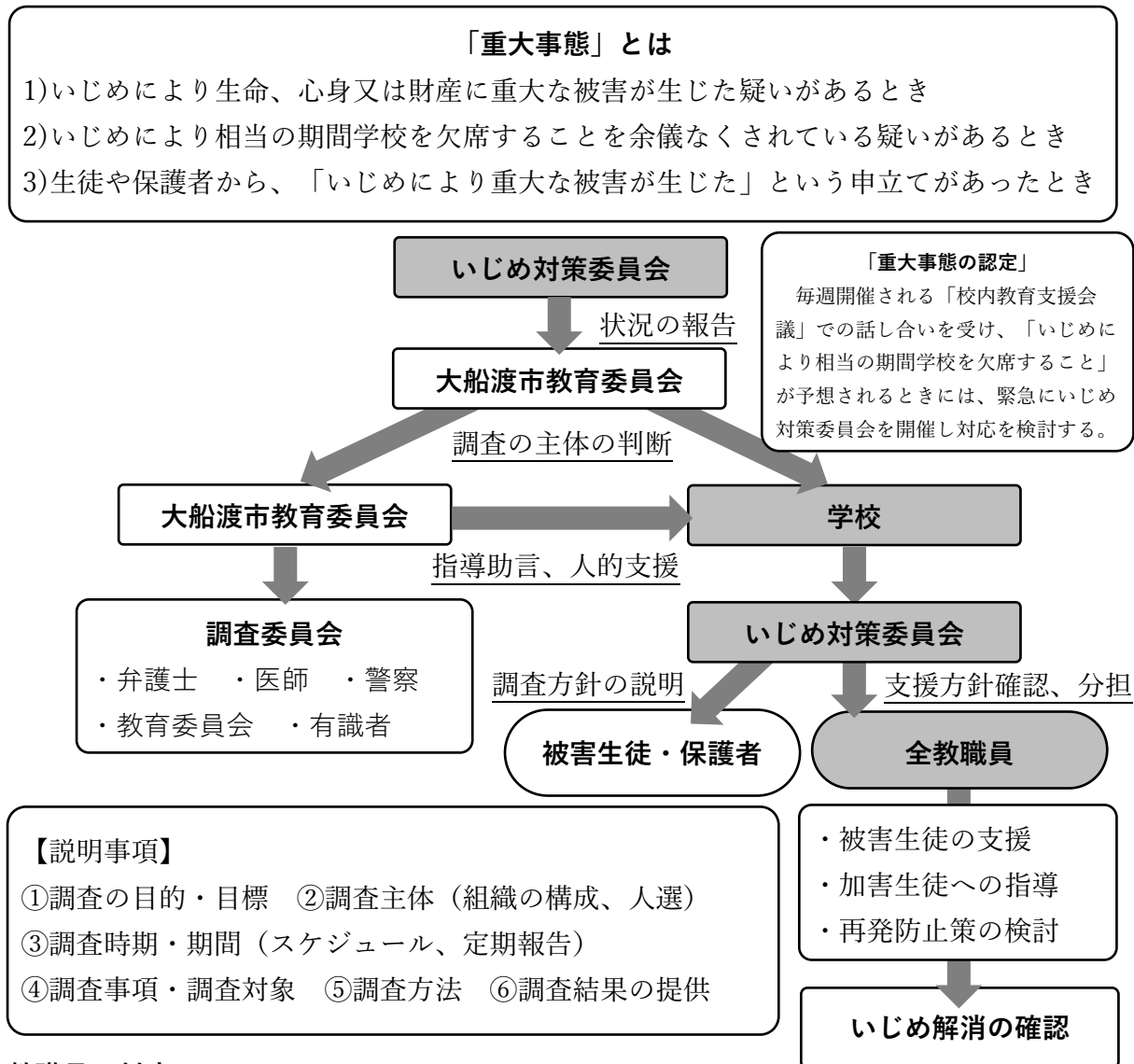
いじめ対策委員会

- 1) いじめ起因の不登校生徒の認定
- 2) 当該生徒への支援方針の確認、決定

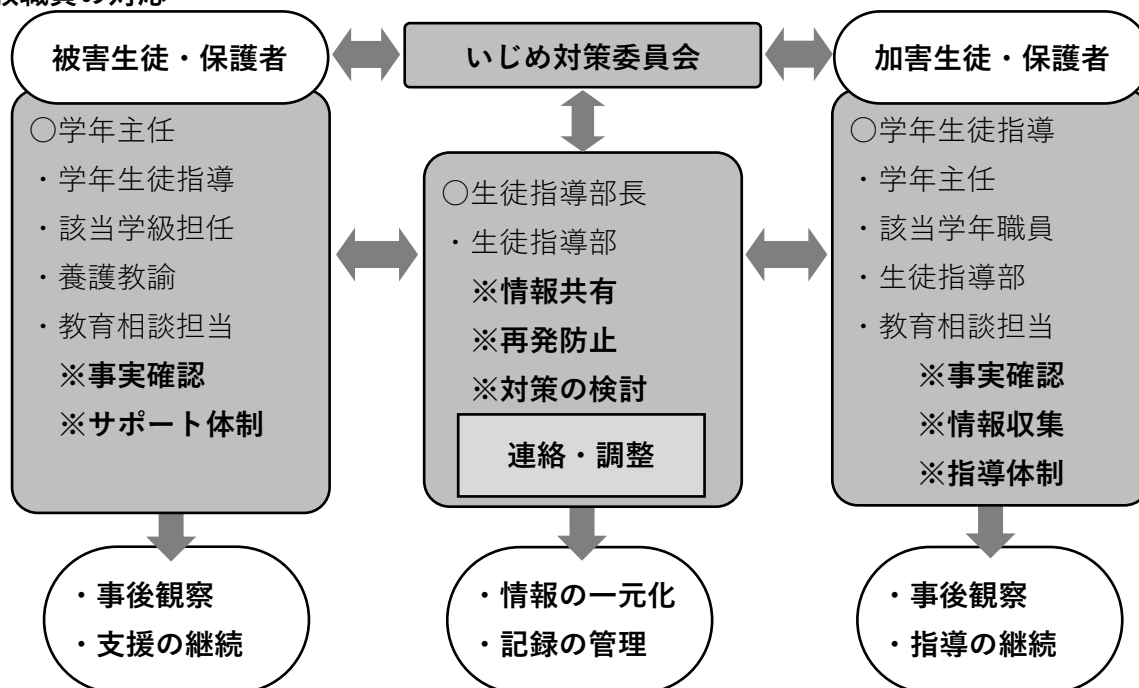
②「いじめ対策委員会」 いじめの発見・通報を受けたときの対応



③「いじめ対策委員会」重大事態発生時の対応



○教職員の対応



2 学校としての取り組みの具体

(1) 「豊かな心の育成」のための指導計画の作成

「いじめ」問題の未然防止や早期発見のためには、学校全体で生徒が発する危険信号を見逃さないようにする体制をつくることが重要である。年度当初から組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てることで取り組み内容を明確にし、全職員の共通認識のもとに進める必要がある。

特に「道徳の年間指導計画」と「特別活動の年間指導計画」と総合的な学習の時間を中心とした「復興教育の年間指導計画」との組み合わせが必要である。

< 年間計画 > ※生徒対象の「学校生活アンケート」は毎月、月末に実施

月	取 り 組 み	道徳・特活の指導内容	備 考
4	・対策委員会①(方針) ・校内研修①(方針確認)	・人権に関する内容(道) ・人間関係づくり(特)	・保護者への啓発(P総会) ・授業参観①
5	・校内研修①(早期発見)	・集団づくり(特) ・行事における人間関係(特)	・運動会
6	・教育相談①	・生き方に関する内容(道)	・地区中総体
7	・対策委員会②(学期評価)	・1学期の反省(特)	・県中総体・三者面談
8	・校内研修②(サポート)	・人間愛に関する内容(道)	
9		・福祉に関する内容(道) ・学級生活の見直し(特)	・地区駅伝競走大会 ・地区新人戦
10	・いじめ防止啓発取り組み	・障がいに関する内容(道)	・一中祭
11	・教育相談② ・保護者アンケート	・生徒総会に向けて(特)	・生徒総会・授業参観日②
12	・対策委員会③(学期評価)	・2学期の反省(特)	・三者面談
1	・校内研修③(年間評価) ・人権週間(啓発)	・人間愛に関する内容(道) ・偏見に関する内容(道)	
2	・学校評価アンケート	・差別に関する内容(道)	・新入生説明会
3	・記録の整理・引き継ぎ ・対策委員会④(方針確認)	・一年間の反省(特) ・自己の適性(特)	・感謝の会 ・卒業式、修了式

(2)教職員の取り組み事項

- ① 「いじめ」防止に関する基本方針の策定、年間指導計画の立案
- ② 「いじめ」問題に関する教職員研修の実施(年3回)
- ③ 教育相談の実施(年2回)、毎月1回の生徒用アンケート
- ④ 年1回の保護者アンケート
- ⑤ 「いじめ」問題防止に関する生徒の主体的な活動の推進
- ⑥ 相談窓口の開設

(3)生徒の取り組み事項

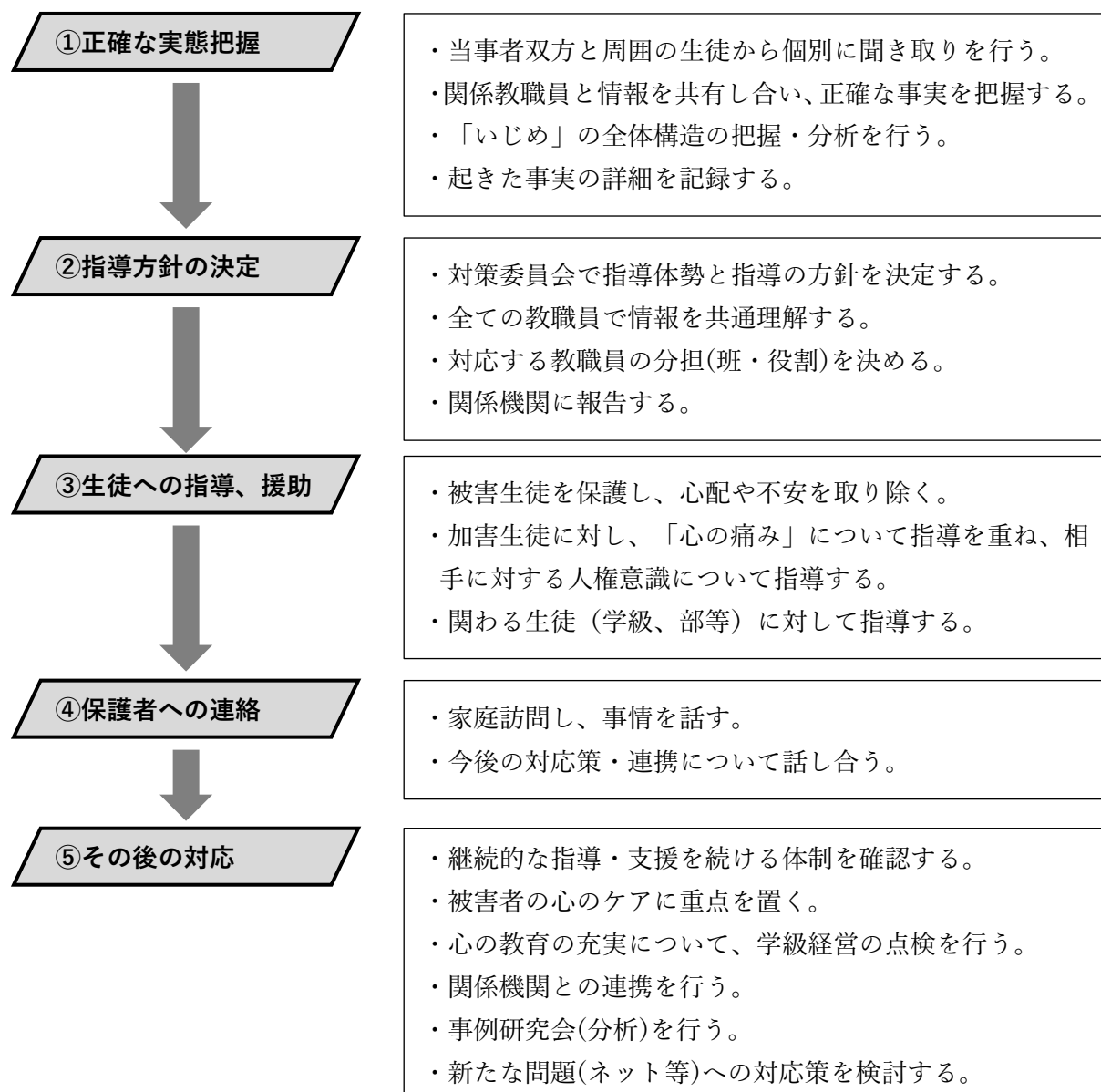
- ① 生徒会による「いじめ」防止の標語・ポスターの作成や「ゼロ運動」等の取り組み
- ② 好ましい人間関係づくりをねらいとした活動(ピア・サポート等)
- ③ 人権啓発・「いじめ」防止の各種イベント等への参加

(4)家庭・地域との連携

- ① 「いじめ」防止の方針の広報活動
- ② P T A各種会議での指導方針に対する説明・協議
- ③ 「いじめ」防止に関する学校・生徒の取り組みへの協力要請
- ④ 「道徳・特別活動」の授業の公開

(5)早期対応の在り方

「いじめ」の兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応が必要となる。緊急に「いじめ対策委員会」を開催し、指導体制と指導方針とを確認し、組織体として対応していく。



いじめの早期発見のためのチェックリスト

■いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

■いじめられている子

(1) 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる

(2) 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人であることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる

(3) 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している

(4) 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨てをやっている

(5) その他

- ☐ 校内に個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが増え、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている

- ☐ 絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかすグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

- ☐ 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ 周りの行動を気にし、目立たないようにしている

- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

- ☐ 一人で離れて掃除をしている

- ☐ ボタンやポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

■いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える

- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう